

3 景観形成に向けた課題

(1) 上位計画等における位置づけ

1) 山梨県における位置づけ

○「美しい県土づくりガイドライン」(平成 21 年3月)

「美しい県土づくりガイドライン」は、県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策を示したもので、本町を含む富士五湖地域に関する景観形成の方向を次のように示しています。

<富士五湖地域の景観形成方針>

■景観形成の目標

『国際観光リゾート地にふさわしい自然と文化の調和した景観』

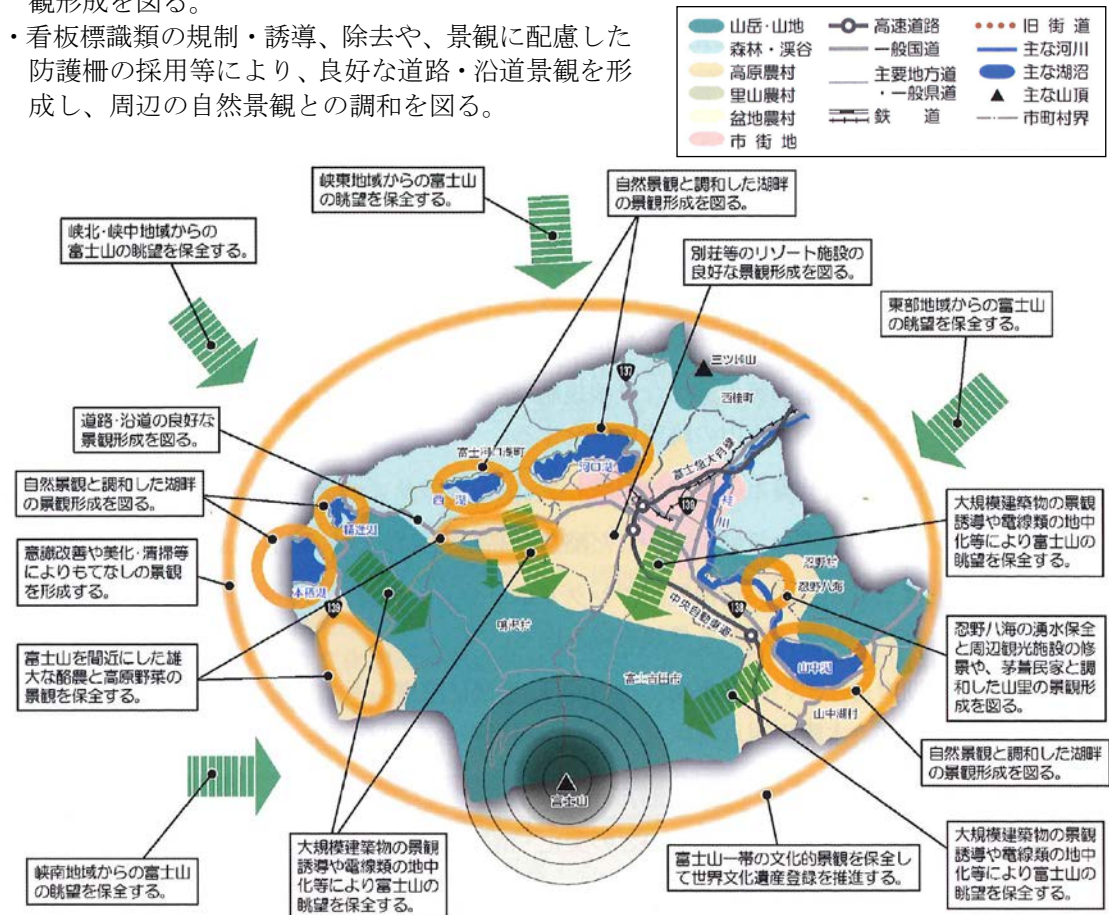
■景観形成の方針

富士山と富士山麓の景観を保全する

- ・富士山体および富士山にまつわる文化的資源を一体的な景観として保全を図り、世界文化遺産登録を推進する。
- ・大規模建築物等の適切な景観規制・誘導や地域全体の電線類の地中化等の推進により、富士山の眺望を保全する。
- ・山麓の樹林等との調和に配慮した、別荘等のリゾート施設の景観形成を図る。
- ・夏季の冷涼な気候を活かした酪農や高原野菜などの、農地景観の保全を図る。
- ・富士五湖周辺の宿泊施設やレクリエーション施設について、周囲の自然景観と調和した秩序ある景観形成を図る。
- ・湖岸道路沿いの駐車場については、景観に配慮した施設配置や修景植栽等により、水際の視点場保全と湖面景観の保全を図る。

来訪者をもてなす景観形成を図る

- ・景観意識の改善やまちかどの美化・清掃に努め、観光リゾート地にふさわしいもてなしの景観形成を図る。
- ・看板標識類の規制・誘導、除去や、景観に配慮した防護柵の採用等により、良好な道路・沿道景観を形成し、周辺の自然景観との調和を図る。



2) 富士河口湖町の上位計画

①「富士河口湖町第1次総合計画」(平成20年3月)

「富士河口湖町第1次総合計画」は、本町の行政施策を総合的に示した町の最上位計画です。その中で、景観形成に関する施策としては、次のようなものを挙げています。

<理念と将来像>

■基本理念

『4つの湖水と富士高原の大地が高(好・交)感度を昂(たか)める個性際だつ「まち」』

■町の将来像

『富士山と湖と高原のまちー日本の湖水地方ー』

「環境にやさしいまち」「観光と産業のまち」「五感文化のまち」「健康推進のまち」「人を思いやるまち」

自然を満喫できるこの地域に住んでみたい、ゆとりある文化的で生活に潤いの持てるこの地域で過ごしたいなど、人間としての恒久的願いである人間回復の地域づくりを目指します。

<景観施策の方向>

■現状と課題

本町は、富士山と湖と樹海を中心に御坂山地の斜面まで、まとまった地域が景勝地となっており、国立公園の指定がされ多くの観光客が訪れる日本の代表的な観光地となっています。

看板類の氾濫、ごみの散乱、幹線道路周辺における電線類の交錯、景観と不調和なガードレール、自動販売機の乱立、管理が行き届いていない農地・空地・遊休地などの景観阻害要因の軽減、さらには国際観光地にふさわしいまとまりのある景観の形成が大きな課題となっており、景観法に基づく景観計画等により良好な景観形成に向けての本格的な取り組みが必要です。

■施策の展開

景観計画等による景観阻害要因の除去によって景観の緩やかな誘導を図り、景観の美しさの水準をあげ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。

行政と住民と専門家等が継続的に景観を形成するように努める長期的な話し合いの場と合意形成の地道な努力と実践的整備活動の事業を進めます。また、景観のアセスメントを行うことで、きめ細かい整備を進めることができるように官民協働の協議会が有効な役割を発揮します。

また、地域別の基礎となる方向性をまとめ、方針について住民合意に基づき要綱の制定に努めます。

■主要な施策(魅力的な景観形成の推進)

- ・景観形成の重要性について十分な周知・啓発を図り住民、行政、事業者、専門家等が一体となり魅力的な景観として価値ある空間を整備します。
- ・景観計画、景観条例による景観形成の推進を図ります。

②「富士河口湖町都市計画マスタープラン」(平成 22 年 12 月)

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」は、本町の都市計画とまちづくりに関する総合指針として、その基本的な方針を定めた計画です。この中で、景観形成に関しては、次のような施策を挙げています。

＜基本方針＞

富士山の恵みに培われた湖や樹海等の原風景など、世界に誇る郷土の美しい自然環境や景観を守り、後世に継承するまちづくりを進めます。



＜富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針＞

■富士山の恵みを誰もが享受できるように守り育て、次代に継承していきます。

基本方針	施策の方針
①自然公園区域の環境保全	●自然公園区域の環境保全 ●富士山地域管理計画に基づく自然環境・生態系の保全
②豊かな森林資源の保全と活用	●貴重な森林資源の保全 ●森林とのふれあいの場づくりの推進
③湖・河川の水辺環境の保全と活用	●4つの湖と主要河川の水辺環境、地下水等の水質の維持・保全 ●河川上流域からの水環境の保全と回復 ●水辺とのふれあいの場づくりの推進
④貴重な動植物の生息環境の維持・保全	●山地や湖の貴重な動植物の保護、生息環境の維持・保全 ●自然に配慮した施設整備

■美しい風景を慈しみ、知恵と誇りをもって守り・育てる景観まちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①風土の特色ある景観の保全と活用	●自然景観の保全 ●優れた眺望景観の保全 ●特色ある農村集落景観の保全
②魅力的な地域景観資源の保全と活用	●身近な景観資源の保全（社寺林、大木・古木、雑木林等） ●潜在的な資源の顕在化
③景観に配慮したまちづくりの推進	●フィールドミュージアム構想の促進（ビューポイントの選定） ●「環（ぐるり）富士山風景街道」の景観づくりの推進 ●郷土の顔づくりの推進 ●多彩な景観資源を結ぶネットワークの形成
④景観形成に向けた適切な景観コントロールの推進	●良好な眺望域の景観コントロールの推進（建物の高さ・意匠・形態・色彩等の規制誘導） ●景観を妨げる要因の改善（看板、標識、ごみの不法投棄、廃屋、耕作放棄地など） ●良好なまち並みの誘導

■世界に誇る郷土の自然・景観を協働により育み・創造するまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①富士山世界文化遺産登録の推進	●「富士山世界文化遺産登録」の推進
②景観行政の取り組みの推進	●景観条例および景観計画に基づく景観形成の推進 ●重要景観エリア、景観地区の設定 ●景観まちづくりへの支援策の充実 ●その他の総合的な景観づくりの取り組みの推進（屋外広告物整理統合事業、サイン計画に基づく施策の推進）
③住民参加・協働による風土を守り・育むまちづくりの推進	●景観まちづくりに関連する地域ルールづくりの推進 ●住民参加による景観形成活動の促進（景観アセスメント、住民の景観形成活動への支援など） ●景観づくりの啓発活動の推進（景観表彰制度、景観コンクール、景観百選、景観シンポジウムなど）

(2) 景観形成に対する町民の意識

～「富士河口湖町都市計画マスタープラン」アンケート調査から

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」の策定にあたって、アンケート調査を実施しており、景観形成に関しては次のような意向を示しています。

【アンケート調査の概要】

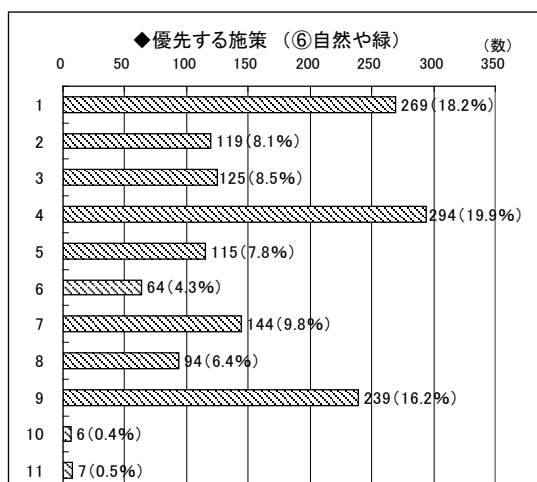
- 調査対象：20歳以上の富士河口湖町の住民 2,000 人（票）（地域別に無作為抽出）
- 調査期間：平成 19 年 3 月 10 日～3 月 28 日
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 回収結果：回収数 753 票、回収率 37.7%

【景観に関する意向】

■豊かな自然や緑について

「水辺の生態系の保全や富士山麓の地下水・湧水地の保全」が最も高く、次いで「富士山麓の優れた自然環境の保全と観光レクリエーション活用の推進」、「サル、イノシシなどの鳥獣害被害対策の充実」の順となっています。

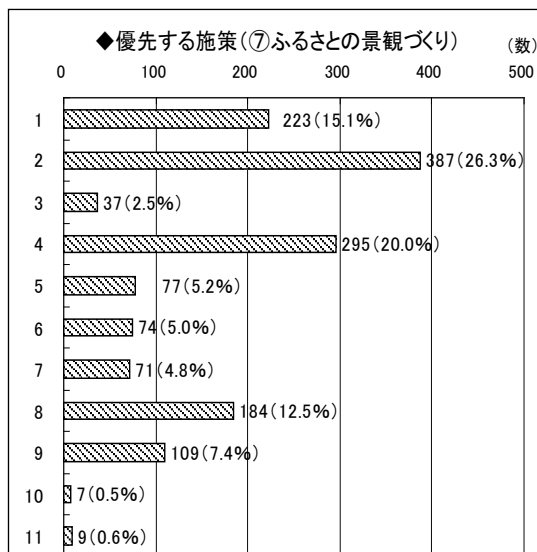
1. 富士山麓の優れた自然環境の保全と観光レクリエーション活用の推進
2. 青木ヶ原などの森林資源の保全
3. 里山や雑木林、屋敷林、古木・大木など身近なみどりの保全
4. 水辺の生態系の保全や富士山麓の地下水・湧水地の保全
5. 貴重な動植物の生息環境の保全
6. 公共施設や民有地などの緑化の推進
7. 街路樹や植樹などによる道路や散策路の緑化推進
8. 地域にふさわしい花や樹林を増やす
9. サル、イノシシなどの鳥獣害被害対策の充実
10. その他
11. 不明



■ふるさとの景観づくりについて

「河口湖、西湖、精進湖、本栖湖などの水辺景観の保全」が突出しており、次いで「富士山の眺望景観の保全と良好な眺望域の景観コントロールの促進」、「富士山や青木ヶ原、御坂山系などの森林景観の保全」の順となっています。

1. 富士山や青木ヶ原、御坂山系などの森林景観の保全
2. 河口湖、西湖、精進湖、本栖湖などの水辺景観の保全
3. 農地や放牧地周辺などの美しい農村景観の保全
4. 富士山の眺望景観の保全と良好な眺望域の景観コントロールの促進
5. 社寺・史跡などの歴史的景観の保全
6. 地域に点在する大木・古木、祠、道祖神などの身近な景観資源の保全と活用
7. 中心市街地や既存の観光拠点の景観づくりの推進
8. 各地域にふさわしい良好なまち並みの誘導
9. まち並み景観に関する地域ルールづくりなど住民参加による景観づくりの促進
10. その他
11. 不明



(3) 景観形成に関するこれまでの取り組み

①景観形成に関わる施策

本町では、合併以前から、次のような景観形成に関わる施策の取り組みを行っています。

■これまで取り組んだ主な景観施策

・平成 2 年 4 月	「勝山村生垣推進に関する補助要綱」の制定
・平成 10 年 4 月	「河口湖町 5 カ年緑化推進計画」の策定と事業の推進
・平成 11 年 3 月	「河口湖町景観ガイドプラン」の策定
・平成 11 年 6 月	「河口湖町自然環境を守り育む条例」の制定
・平成 15 年 10 月	「富士河口湖町サイン計画」の策定
・平成 15 年 11 月	「富士河口湖町生垣推進補助金要綱」の設置
・平成 16 年度	「景観計画」と「景観条例」の策定に向けた各種取り組み (景観調査、住民ワークショップの開催、景観計画策定委員会の開催など)
平成 20 年度	
・平成 17 年 7 月	「山梨県屋外広告物条例」の一部の事務委譲
・平成 19 年 3 月	「富士河口湖町景観計画(素案)」の作成
・平成 21 年 6 月	「富士河口湖町景観条例」の制定
・平成 22 年 12 月	「富士河口湖町都市計画マスタープラン」の策定

②景観に関わる主なプロジェクト

本町の景観に関係あるいは景観に影響を及ぼす主なプロジェクトとして次のようなものが挙げられます。

このうち、まちづくり交付金事業の一部、若彦トンネル(平成 22 年 3 月供用)、国道 137 号河口Ⅱ期バイパス(平成 22 年 12 月供用)のプロジェクトについては完了していますが、現在、事業を継続しているものや今後計画しているものが多くあり、今後、景観計画に沿った配慮が求められます。

■まちづくり交付金事業

対象地区	事業の概要
河口湖船津地区	■目的：中心市街地の賑わいの再生、歩行者空間の充実 ■主な事業：河口湖駅前通りの歩道、鎌倉街道・街なか石畳道、湖畔周遊道路、天上山公園周辺、小曲展望広場、街なかポケットパーク、公共駐車場、観光交流センター等の整備
河口湖北岸地区	■目的：観光交流の促進と良好な住環境の創造 ■主な事業：大石健康センター、大石観光交流センター、河口湖地区住民センター、河口浅間神社参道、奥川遊歩道、奥河口湖さくら公園、梨川もみじ公園、若彦路(古道)等の遊歩道の整備
河口湖南部地区	■目的：住空間の再生と定住促進による地域の活性化 ■主な事業：町道勝山富士見線、町道勝山中央通り線、町道マミ穴線、都市計画道路白木里宮線、町営住宅、富士見ポケットパーク等の整備
西湖地区	■目的：良好な景観の創出、観光交流の促進による地域活性化 ■主な事業：西湖いやしの里関連の環境整備(サイン、園路、トイレ等)、湖北シニクトレイル、紅葉台・三湖台散策路、西湖野鳥の森公園の整備など
精進湖・本栖湖地区	■目的：新たな交流拠点の整備と観光交流の促進 ■主な事業：本栖観光案内所、ふれあい交流センター、ふれあい広場、石塁木道、サインの整備、精進湖花植運動の促進など

■景観に関する主なプロジェクト（まちづくり交付金事業以外）

プロジェクト名	概 要
小立地区土地区画整理事業	■目的：スプロール化が進む郊外地の計画的な市街地整備 ■面積：約 34ha（事業年度：平成 17 年度～） ■主な整備内容：都市計画道路船津小海線、区画道路、公園等の整備
都市計画道路 船津小海線街路事業	■目的：船津市街地～勝山地区を結ぶ東西幹線道路の整備 ■整備延長：約 2km、幅員 14.5m～16.0m（事業年度：平成 17 年度～）
西湖いやしの里根場 整備事業	<根場> ■目的：茅葺集落の原風景の創出と景観整備による地域の活性化 ■対象：根場地区（事業年度：平成 16 年度～） ■主な事業：茅葺集落の復元、道路・広場等の整備、施設の修景、緑化など <西湖東岸> ■目的：地域の憩いの場の創出 ■面積：約 5ha（事業年度：平成 16 年度～） ■主な事業：アヤメ等による植栽・修景整備、遊歩道の整備など
勝山地区屋根・壁統一事業	■目的：自然と調和する建物の統一化 ■対象：勝山地区（事業年度：平成 6 年度～平成 15 年度） ■主な事業：屋根・壁統一化に対する補助金の交付
生け垣推進事業	■目的：みどり豊かなまちづくりと防災性の向上 ■対象：全町（事業年度：平成 2 年度～） ■主な事業：常緑樹（勝山のイチイ）による生け垣化に対する補助金の交付
グリーンミュージアム事業	■目的：みどり豊かなまちづくりの推進 ■対象：全町（事業年度：平成 10 年度～） ■主な事業：公共施設や主要道路沿いの植栽
屋外広告物整理統合事業	■目的：民間の案内看板の整理統合による沿道景観の向上 ■対象：主要幹線モデル路線（事業年度：平成 11 年度～） （国道 139 号、国道 137 号、湖北ビューライン、河口湖大橋通り、町道船津登山道線） ■主な事業：既存看板の撤去、集合看板の設置など
河口地区歴史を生かしたまちづくり事業	■目的：御師のまちをイメージした歴史的まち並みの創出 ■対象：河口浅間神社・国道 137 号沿道周辺（事業年度：平成 21 年度～） ■主な事業：歴史的建造物の保存、御師のまち並みの創出、せせらぎ整備など
若彦トンネルと県道富士河口湖芦川線整備事業（県施行）	■目的：地域間の連絡強化、地域交流の促進など ■平成 22 年 3 月整備完了、供用開始
国道 137 号河口Ⅱ期バイパス・（仮称）新倉トンネル整備事業（県施行）	■目的：国道 137 号の観光シーズンにおける慢性的な渋滞解消 ■国道 137 号河口Ⅱ期バイパスは平成 22 年 12 月整備完了、供用開始 ■（仮称）新倉トンネルは現在事業中



・西湖いやしの里根場



・国道 137 号河口Ⅱ期バイパス

（４）景観形成に向けた課題

本町の景観の現状や上位計画等の位置づけ、アンケート調査やワークショップ等における住民意見を踏まえ、今後の景観形成に向けた課題を次のように整理します。

①優れた景観を守ること

富士山の眺望と湖水景観など、わが国を代表する自然景観と人々の永い営みによって形づくられたふるさとの美しい風景を大切に守り、次代に継承していく必要があります。

本町は、富士山の眺望と４つの湖水景観、樹海の景観といった特徴的な景観に加え、御坂山地周辺を含む広い地域が景勝地としての景観を有しており、町域のほとんどが国立公園の特別地域と普通地域に指定されています。

現在、本町を含め、山梨県の富士五湖地域および静岡県の関係市町村が一体となって富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めており、わが国を代表する自然景勝地として優れた自然環境や景観を厳格に守っていくことや歴史文化を継承していくことが求められています。

また、町内には、富士山や湖の景観を背景に、四季を彩る豊かな森林や花の景観、湖岸の水辺や浜、植物の風景、広大な酪農景観や里山と一体となった集落景観、富士山信仰や旧街道の歴史を伝える御師のまち並み景観や伝統的集落のまち並み景観、多彩な伝統行事や祭り、イベントの景観など、美しく個性的な景観が展開しています。

これらの風景は、富士河口湖町らしさ、地域のアイデンティティ（ふるさと意識）を育む町の大切な財産（風景資産）といえます。

わが国を代表する景勝地と本町固有の自然と風土、永い歴史と人々の営みによって形づくられてきた「ふるさとの美しい風景」を大切に守り、次代に継承していくため、富士山の眺望の保全、湖水や森林等の自然環境や景観の保全、優れた自然景勝地にふさわしい良好なまち並みの形成、景観に配慮した施設整備、乱立する看板類等の景観阻害要因の改善といった取り組みを、総合的、計画的に図っていく必要があります。

②景観の魅力を高め、まちづくりに活かすこと

本町の景観の魅力を高め、まちづくりに積極的に活かしながら、地域の活力を高めていくことが必要です。

「山梨県観光入込客統計調査」によると、平成 23 年における本町の観光客数は、約 469 万人で、緩やかですが、これまで着実に増加しています。

本町では、「富士河口湖町観光立町推進条例」（平成 19 年 4 月）の制定、「富士河口湖町観光立町推進基本計画」（平成 21 年 3 月）の策定を行い、観光の振興に向けて積極的な取り組みを行っています。

美しく個性的な景観は、それだけで多くの人々を惹きつけ、訪れてみたい気持ちにさせてくれます。それゆえ、魅力的な景観は、地域の交流や活力を生み出す重要な観光資源にもなります。

こうした観点に立って、本町の多彩な景観の魅力を再認識するとともに、潜在的な景観資源の顕在化、良好な眺望場所の整備、景観スポットの魅力づくり、景観資源を結ぶ散策ルートの整備、景観に配慮した道路や施設の整備、統一感のあるサインの設置、道路やまちかど広場の花植えなど、町民や観光客などがおもてなしを感じる景観づくりを進め、地域の交流と活力を高めていく必要があります。

③良好な景観を妨げている要因を改善すること

良好な景観を妨げている要因をできるだけ除去・改善していく必要があります。

本町のほとんどが国立公園の特別地域と普通地域に指定されており、特に、特別地域においては、工作物等を含め行為に対する厳しい制限がかけられているため、全体的に良好な自然環境や景観が保たれています。

しかしながら、一部の地域では、看板類や幟旗の乱立、富士山の眺望を妨げる電柱や電線類、自然景観に対する配慮に欠けた建築物の色彩、管理者不在の廃屋等（ホテル、旅館、店舗など）、放置された湖畔のボート、空き家、荒れた耕作放棄地、農地の鳥獣害の深刻化、ごみや廃棄物・廃車車両の放置、土石・廃材等の野積み、景観への配慮を欠いたガードレールや法面構造物、標識等の道路施設や湖の護岸、三面張の画一的な河川構造物、自動販売機の乱立などがみられ、良好な景観の妨げとなっているところもみられます。

本町では、県条例に基づく屋外広告物の誘導、屋外広告物整理統合事業による民間の看板類の整理・統合、サイン計画による統一的なサイン整備、電柱や携帯電話のアンテナ鉄塔の色に対する行政指導、景観に配慮した道路や河川の護岸整備など、景観阻害要因の除去・改善に取り組んでいますが、なかなか対策が追いついていかないというのが現状です。

本町は、わが国を代表する自然景勝地であるだけに、わずかな景観阻害要因でも目立ちがちです。こうした日常見過ごしがちな身近な景観阻害要因を取り除くだけで、景観の質を確実に向上させることが期待できます。

本町の優れた景観を維持向上していくため、マナーの向上や一定のルールに基づき、こうした景観を阻害している要因について、少しずつ改善していく努力が必要です。

④町民意識の向上と協働による景観づくりの仕組みをつくること

景観に対する意識を高め、住民、事業者、観光客、行政などが協働して景観形成を進めていけるような仕組みを整えていく必要があります。

良好な景観形成を図るためには、住民、事業者、観光客、行政みんなが力を合わせて守り、育てていこうとする共通の意識を持つことが大切です。

本町では、現在、山梨県の富士五湖地域および静岡県の関係市町村とともに、富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、こうした活動を契機に、これまで当たり前のように享受してきた本町の風景資産の価値をもう一度見つめ直し、景観に対する町民、事業者、観光客の意識を高めていく必要があります。

一方、町内では、船津、小立、河口、大石、勝山、長浜、大嵐、西湖、根場、精進、本栖、富士ヶ嶺などの地区では、住民主体のまちづくりや植樹・花植え、オープンガーデン、草刈り、水路の清掃美化といった草の根的な住民活動が行われています。

こうした住民活動の小さな芽を育て、町民や事業者等の地域が主体となった景観形成活動へと一層発展させていくため、みんなが集える話し合いの場づくりや景観形成活動のネットワークづくり、活動への支援、景観に関する行政の窓口など、景観形成に関する仕組みの充実を図ることが必要です。



・ 葛飾北斎の富嶽三十六景「甲州三坂水面」